

令和3年4月27日

保護者 様

まん延防止等重点措置の適用に伴う学校の教育活動

習志野市立大久保小学校
校長

日頃より、本校の教育活動に御理解・御尽力いただきありがとうございます。

本市が、令和3年4月28日から令和3年5月11日まで、まん延防止等重点措置の対象地域に指定されたことを受け、下記の点について対策強化を図ることといたします。

つきましては、各家庭で御確認いただき、連休中の過ごし方についても、御理解とご協力をお願いいたします。

記

重点事項

「飲食対策の徹底・人流の抑制・宣言区域との往来自粛の徹底」

- 1 手洗いについては、登校後、校舎外・特別教室から戻った時、トイレの後、給食前後、清掃後、共用のものを触ったときは必ず行います。また、必要に応じて手洗いの時間を確保します。
 - 2 屋内外を問わず原則マスクを着用します。その際、こまめな水分補給に努めるとともに、熱中症の予防に十分配慮します。
 - 3 部活動においては、県の通知を踏まえ、活動内容を検討します。また、5月11日までの期間において、大会やコンクール等の予定がない部活動については、活動の短縮や休止することも検討します。
 - 4 部活動等で昼食をとる場合や水分補給をする場合においても、身体的距離を確保し、会話はしないことを徹底します。
 - 5 宣言区域との往来自粛の徹底並びに本市がまん延防止等重点措置の対象地域に指定されていることを踏まえ、部活動等における市外遠征や市外チームを招いての交流は原則行いません。
- 児童・生徒に、発熱や風邪症状がある場合は、登校せず、自宅で休養してください（出席停止扱い）。また、医療機関へ電話で連絡、お問い合わせの上、受診をお願いいたします。
- 児童・生徒または同居の御家族が新型コロナウイルス感染症に感染、またはその疑いがある場合、濃厚接触者に特定された場合は速やかに学校へ連絡するようお願いいたします。